

# 東海村地域防災計画改定のポイント



平成26年8月

東海村防災原子力安全課

## 1 見直しの必要性

村では大震災の教訓を活かして防災対策を見直し、平成24年11月に地震・津波・風水害対策計画編を、平成25年3月に原子力災害対策計画編を全面的に改定しましたが、平成25年6月に改正災害対策基本法が公布され、新たに制度が変更されたため、今回改定するものです。

## 2 改定の基本方針

### (1) 災害対策基本法及び気象業務法の一部改正に伴う制度の変更

緊急避難場所の指定、避難行動要支援者（用語の定義、名簿の管理等）、屋内での待避等の安全確保措置の指示、特別警報の新設、「避難」の考え方を明確化、り災証明書等の交付等について記載しました。

### (2) 原子力災害対策指針及び原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う変更

原子力施設等の状態に応じた区分を見直したほか、居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報共有、安定ヨウ素剤予防服用体制の整備、情報収集事態の活動、自発的支援の受入れについて明記しました。

### (3) 平成26年4月の村組織改編に伴う変更等

村の組織改編に伴い、情報発信機能を強化するために渉外広報班を増員するなどの変更を行ったほか、本部長の代理者を増やすために村民生活部長を総合対策部長と副本部長の兼務としました。

その他防災関係機関の組織名称の変更、語句の修正等を行いました。

## 3 主な改正点

### (1) 災害対策基本法及び気象業務法の一部改正に伴う制度の変更

現行	改定
津波警報（大津波） 3m以上である場合	大津波警報 3mを超える場合
津波警報（津波） 1m以上3m未満である場合	津波警報 1mを超え3m以下である場合
津波注意報 0.2m以上1m未満である場合	津波注意報 0.2m以上1m以下である場合
—	緊急避難場所
災害時要援護者（単独避難不可）	避難行動要支援者（重度の要介護認定高齢者、重度の障がい者等）
災害時要援護者（単独避難可）	要配慮者（観光客、一時滞在者、妊婦、外国人等）
災害時要援護者避難支援計画	災害時避難行動要支援者避難支援計画
避難準備（災害時要援護者避難）情報	避難準備情報
—	屋内に留まっていた方が安全な場合における屋内での待避等の安全確保措置

(2) 原子力災害対策指針及び原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う変更

現行	改定
—	情報収集事態
警戒事象	警戒事態
特定事象	施設敷地緊急事態
原子力緊急事態	全面緊急事態

(3) 平成26年4月の村組織改編に伴う変更等

現行	改定
経済環境部	村民生活部
消防防災課, 原子力安全対策課	防災原子力安全課
建設水道部	建設農政部
農政商工班	農政班
財務班	渉外広報班
政策推進課	企画経営課
まちづくり国際化推進課	まちづくり推進課
財務課	総務課
副村長及び教育長	副村長, 教育長及び村民生活部長